

News Letter

Topics

- I 台湾カステラ
- II 建設工事の適正な工期の確保をするための基準
- III 建設業法改正 ～ チクリ行為の推奨か！？ ～
- IV 建設業許可～「許可の要件③」財産的基礎～
- V スタッフのつぶやき「好きな動物」

いつもお世話になりありがとうございます！

～台湾カステラ～

担当：片岡

とても暑い日が続いていますが、皆さんいかがお過ごしでしょうか？
最近の名古屋でも気温が35度を超え、これを書いている今日は37度という予報までされていました。

気温が高いとなかなか食欲もわかないのですが、
夏の暑さでもいくらでも食べられる！と思ったものを紹介したいと思います。

「台湾カステラ」というものをご存じでしょうか？
台湾カステラは普通のカステラと違い、縦13cm、横20cm、厚さ7cmと巨大で
シフォンケーキのようにふわふわのカステラです。



食べてみると卵本来の甘さが感じられ、口の中でふわっと溶けていきとてもおいしかったです！
口当たりが軽いので、いくらでも食べれてしまう気がしてしまい、食欲を抑えるのが大変でした…

皆さんも機会があれば一度食べてみてください。

建設工事の適正な工期の確保をするための基準

中央建設業審議会において「**工期に関する基準**」が作成され、その実施が勧告されました。

工期に関する基準とは、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体で、建設工事において適正な工期を確保するための基準のことで、

この基準は6章で構成されています。

- 第1章: 基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方（公共、民間（下請契約含む））、基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務を記載
- 第2章: 自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項を記載
- 第3章: 準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項を記載
- 第4章: 民間発注工事の大きな割合を占める4分野（住宅・不動産、鉄道、電力、ガス）の分野別の考慮事項を記載
- 第5章: 働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載
- 第6章: 基準を運用するうえで考慮すべき事項等を記載

“著しく短い工期”とならないよう、この基準を参考に、適正な工期を設定するようにしましょう。

基準の詳細は国土交通省のHPからご確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357459.pdf>

（担当：大野）



〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34F

行政書士法人名南経営

社員行政書士 荻野恭弘 ・ 社員行政書士 大野裕次郎 ・ 社員行政書士 原田 裕

◆TEL 052-589-2362 FAX052-589-2367 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>

建設業法改正 ～ チクリ行為の推奨か！？ ～

今回は、前回までに触れられなかった建設業法改正について2つの条文から説明します。

【不利益な取り扱いの禁止】

第二十四条の五 元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官に**その事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。**

⇒ いわゆる「チクリ」をしやすくするために設けられた条文です。元請・下請関係なく、同業者同士で不正を隠すことなくお互いを光らせて、健全な工事の施工ができるようにしていかなければなりません。

【標識の掲示義務の緩和】

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事（**発注者から直接請け負ったものに限る。**）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

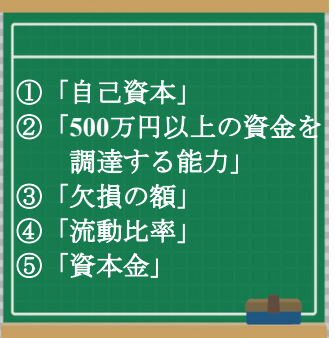
⇒ 大きな工事現場となると、多数の下請業者が工事に関わっており、現場の標識掲示が負担になっていたことを受けて、今後は、現場には元請業者の標識さえ掲示すれば良くなり、現場作業員の負担軽減に繋がります。

（担当：寺嶋）

建設業許可～許可の要件③【財産的基礎】～

【許可の要件③「財産的基礎」について】

前回、前々回の続き①自己資本②500万円以上の資金を調達する能力③欠損の額④流動比率⑤資本金について解説します。

- 
- ① 「自己資本」
 - ② 「500万円以上の資金を調達する能力」
 - ③ 「欠損の額」
 - ④ 「流動比率」
 - ⑤ 「資本金」

③「欠損の額」

法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益剰余金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を
個人にあっては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額を言います。

④「流動比率」

流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数を言います。

⑤「資本金」

法人にあっては株式会社の払込資本金、持株会社等の出資金額を
個人にあっては期首資本金を言います。

★次回は許可の要件④「欠格要件」です。 （担当：松裏）

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ

「好きな動物」 夏は昆虫がにぎやかですね！



★大野 裕次郎★

「ウォンバット」
フサかわいい見た目が
好きです。



★寺嶋 紫乃★

「馬（サラブレッド）」
一口馬主になろうかと
悩んでいます！



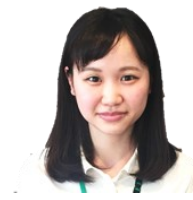
★松裏 浩子★

「セキセイインコ」
好きというより飼いたい！
おしゃべりと歌を
覚えさせたい。



★中村 桃子★

「パンダ」
どっしりと笹を食べる姿
が何となく好きです。



★片岡 詩織★

「ペンギン」
体を揺らして歩く姿が
かわいいです！

